

# 南投縣非都市土地丁種建築用地容許項目使用之 低污染事業認定要點

1. 中華民國101年11月2日南投縣政府府建工字第1010217792號函行訂定3點
2. 中華民國104年9月17日南投縣政府府建工字第1040188439號令修正發布第2點
3. 中華民國105年7月26日南投縣政府府建工字第1050154539號令修正發布第2點
4. 中華民國一百十三年二月六日南投縣政府府建工字第11300276661令修正全文2點，並自即日生效

一、為配合興辦工業人申請利用非都市土地特定農業區、一般農業區、鄉村區丁種建築用地容許作工業設施(廠房或相關生產設施)使用之低污染事業認定，依據非都市土地使用管制規則第六條第三項規定，訂定本要點。

二、低污染事業指下列各款以外之事業：

- (一) 0八一—屠宰業。
- (二) 0八一三肉品製造業。
- (三) 0八九六0—0味精(麩胺酸鈉)。
- (四) 0八九六0二0高鮮味精。
- (五) 0八九六0九0其他胺基酸。

- (六) 0八九九六一0酵母粉。
- (七) 一一四0印染整理業。
- (八) 一三0一皮革、毛皮整製業。
- (九) 一三0九其他皮革、毛皮製品製造業。
- (十) 一四0一製材業（僅以製程包含木材乾燥、浸漬防腐等保存處理之事業為限）。
- (十一) 一五一一紙漿製造業。
- (十二) 一五九九未分類其他紙製品製造業。
- (十三) 一六一一印刷業。
- (十四) 一六一二印刷輔助業。
- (十五) 一七00石油及煤製品製造業。
- (十六) 一八一0基本化學材料製造業。
- (十七) 一八二0石油化工原料製造業。
- (十八) 一八三0肥料製造業。

- (十九) 一八四一合成樹脂及塑膠製造業。
- (二十) 一八四二合成橡膠製造業。
- (二十一) 一八五〇人造纖維製造業。
- (二十二) 一九一〇農藥及環境衛生用藥製造業。
- (二十三) 一九二〇塗料、染料及顏料製造業。
- (二十四) 一九九〇其他化學製品製造業。
- (二十五) 二〇〇一原料藥製造業。
- (二十六) 二〇〇三生物藥品製造業。
- (二十七) 二〇〇五體外檢驗試劑製造業。
- (二十八) 二一〇一輪胎製造業。
- (二十九) 二一〇二工業用橡膠製品製造業。
- (三十) 二一〇九其他橡膠製品製造業。
- (三十一) 二二〇一塑膠皮、板、管材製造業。
- (三十二) 二二〇二塑膠膜袋製造業。

- (三十三) 二二0三塑膠日用品製造業。
- (三十四) 二二0四工業用塑膠製品製造業。
- (三十五) 二二0九其他塑膠製品製造業。
- (三十六) 二三一一0一0平板玻璃。
- (三十七) 二三一一0二0強化玻璃。
- (三十八) 二三一三玻璃纖維製造業。
- (三十九) 二三二二黏土建築材料製造業。
- (四十) 二三三一水泥製造業。
- (四十一) 二三三二預拌混凝土製造業。
- (四十二) 二三三三水泥製品製造業。
- (四十三) 二三九九未分類其他非金屬礦物製品製造業（  
具砂石碎解、洗選非金屬礦物製品製造業）。
- (四十四) 二三九九0一0石棉水泥板（瓦）。
- (四十五) 二三九九0九0其他石棉製品。

- (四十六) 二三九九九四0瀝青混凝土。
- (四十七) 二四一一鋼鐵冶鍊業。
- (四十八) 二四一二鋼鐵鑄造業。
- (四十九) 二四二一鍊鋁業。
- (五十) 二四二二鋁鑄造業。
- (五十一) 二四三一鍊銅業。
- (五十二) 二四三二銅鑄造業。
- (五十三) 二四九一其他基本金屬鑄造業。
- (五十四) 二五四三金屬熱處理業。
- (五十五) 二五四四金屬表面處理業。
- (五十六) 二六一一積體電路製造業。
- (五十七) 二六一二分離式元件製造業。
- (五十八) 二六二0被動電子元件製造業。
- (五十九) 二六三0印刷電路板製造業。

- (六十) 二六四一液晶面板及其組件製造業。
- (六十一) 二六四九其他光電材料及元件製造業。
- (六十二) 二六九一印刷電路板組件製造業。
- (六十三) 二六九二電子管製造業。
- (六十四) 二八二0電池製造業。
- (六十五) 二八四一電燈泡及燈管製造業。
- (六十六) 其他經相關機關、單位專案認定，屬高污染製造者。